

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前

- 木造
 - ・ 階数が2以下
 - ・ 延べ面積500㎡以下
 - ・ 高さ13m以下／軒の高さ9 m以下
- 木造以外
 - ・ 平屋
 - ・ 延べ面積200㎡以下

改正後

- 木造
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積300㎡以下
 - ・ 高さ16m以下※1

仕様規定
(壁量計算
等)の
対象変更※2
- 木造以外
 - ・ 平屋
 - ・ 面積200㎡以下

変更なし

※1 平屋かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし

※2 構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前

対象外

改正後

- 木造
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積300㎡以下
 - ・ 高さ16m以下

確認検査の
対象拡大

(平屋かつ面積200㎡以下のものを除く。)
- 木造以外 対象外

変更なし

(注1) 新築、改築等について都道府県知事の許可を必要としないものに限ります。また、1号建築物を除きます。

(注2) 小規模工作物(煙突、高さ10m以下の広告塔、高さ3m以下の擁壁等)の対象については変更はありません。